

# 一般社団法人 八日市場青年会議所定款

---

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人八日市場青年会議所(以下「本会議所」という。)という。

### (事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を千葉県匝瑳市に置く。

### (目的)

第3条 本会議所は、会員相互の資質の向上を図り、もって地域社会のより良い発展に寄与し、自由と公正を保障する国家を基盤として世界の繁栄と平和に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会議所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域社会の産業、経済、文化に関する研究及び調査活動事業
- (2) 青少年の健全育成を目的とする事業
- (3) 講演会及び講習会を通じた市民意識の高揚となる事業
- (4) 各種行政機関及び住民との連絡調整となる事業
- (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体との交流及び提携事業
- (6) 会員の指導力の開発及び相互の親睦に資する行事の開催
- (7) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

### (運営の原則)

第5条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党若しくは政治団体のために利用しない。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の5種とする。

- (1) 正会員  
匝瑳市及び近隣市町村に住所又は勤務先を有する年齢20才以上40才以下の品格ある者
- (2) 特別会員  
匝瑳市及び近隣市町村に住所又は勤務先を有する者で、年齢40才をこえる品格ある者
- (3) 名誉会員

本会議所に功労のあった者

(4) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成するために入会した個人、法人又は団体

(5) 仮入会員

匝瑳市及び近隣市町村に住所又は勤務先を有する20才以上35才以下の品格のある者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定めるところにより、理事会の承認を得なければならない。

(入会金)

第8条 正会員として入会しようとする者は、入会に際し、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(権利及び義務)

第10条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利及び本会議所の役員並びに委員に選任される権利を平等に享有し、また、定款その他の規則を遵守する義務を負う。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の事由により、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 破産又は禁治産者若しくは準禁治産者の宣言
- (4) 除名
- (5) 仮入会員においては、入会より6ヶ月間の経過

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。ただし、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において決議の前に、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所目的に反する行為のあったとき。
- (2) 会費を納入しなかったとき。ただし、理事会においてやむを得ない事情があると認められたときはこの限り

ではない。

- (3) 会議への出席義務を履行しないとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会費等の不返還)

第14条 退会又は除名された会員が既に納入した会費、入会金等の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(種類)

第15条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第16条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第17条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎年原則として2月に開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

3 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上議決権を有する正会員から、総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第19条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長(第26条第3項に規定する理事長をいう。以下同じ。)が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の場合には、請求のあった日から、10日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、総会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を少なくとも5日前までに送付しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、理事長又は、理事長の指名した者がこれにあたる。

(議決権)

第21条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第22条 総会は、総正会員の議決権の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければこれを開催することができない。

(決議)

第23条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数の議決権を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(書面等による議決)

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、あらかじめ議事として通知された事項について書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において書面議決者又は議決権の行使を委任した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数(委任状提出者を含む)又は理事の氏名
- (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (5) 決議事項
- (6) 議事録署名人の選定に関する事項
- (7) その他法令に定められた事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中から、その総会において選出された議事録署名人2以上

が署名しなければならない。

## 第4章 役員等

### (種類)

第26条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事7人以上12人以内
- (2) 監事2人

- 2 前項の理事のうち1人を理事長とし、1人以上4人以内を副理事長とし、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 代表理事以外の理事を業務執行理事とし、代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (役員を選任)

第27条 役員は、正会員の中から総会において、別に定めるところにより選任する。

- 2 監事は、他の役員を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

### (理事の任期)

第28条 理事の任期は選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任務が満了する。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事は、第26条に定める定数に足りないときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、なお理事の権利義務を有する。

### (監事の任期)

第29条 監事の任期は、選任された翌年の1月1日に就任し、翌々年の12月31日に任務が満了する。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、第26条に定める定数に足りないときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、後任者が就任するまでは、なお監事の権利義務を有する。

### (理事の職務)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。
- 5 理事は、本会議所の業務を分担執行する。

### (監事の職務)

第31条 監事は、本会議所の財産と理事の職務の執行状況を監査する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査す

ることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事が総会に提出しようとする議案その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

8 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しく損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(辞任及び解任)

第32条 役員は理事会の承認を得て辞任することができる。

(1) 理事は総会において、解任することができる。

(2) 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て行わなければならない。

(直前理事長)

第33条 本会議所に、直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。

3 直前理事長は、理事長経験を生かし、本会議所の業務について必要な助言をする。

4 直前理事長の任期は、第28条を準用する。

5 直前理事長の解任については、前条を準用する。

## 第5章 理事会

(構成)

第34条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会議所の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長の選任にあたっては、総会において選挙された理事長候補者を理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から、理事会の目的たる事項を記載した書面により、理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 第31条第5項の規定により、監事から理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項又は、第3項の場合には、請求のあった日から、10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、理事会の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を少なくとも5日前までに送付しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長又は、理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければこれを開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
  - (4) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (5) 決議事項
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (7) その他法令で定める事項
- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名しなければならない。

## 第6章 例会並びに委員会

(例会)

第42条 本会議所は、別に定めるところにより、例会を開催する。

(委員会)

第43条 本会議所は、その目的を達成するため、別に定めるところにより、委員会を置く。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第45条 資産は、理事会の決議に基づいて、理事長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第46条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会議所の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。



(事業年度)

第49条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、総正会員の議決権3分の2以上の決議をもって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第51条 本会議所は、法人法に規定する事由によって解散することができる。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の議決権3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

3 本会議所が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、本会議所と類似の目的をもつ団体に贈与するものとする。

## 第9章 雑則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めたものを除いて、理事会が定める規則による。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会議所の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

## 附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は鈴木和彦とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第49条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。